

少額調達案件の見積依頼

仕様書については、電子調達システム上で案件名を検索し、ダウンロードしてください。

【電子可】

掲載日	案 件 名	仕様書公開の有無	見積提出期限	担当部署	内線番号
R7.8.22	【科学警察研究所】封筒（角 2）外 5 点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】用箋挟外142点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】乾電池（単一）外14点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】バケツ外21点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】コンテナボックス外 7 点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】白衣（男性用）外34点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266
R7.8.22	【科学警察研究所】ディスポキャップ外22点	【仕様書公開中】	令和7年9月9日 11時00分	会計課	2266

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、見積書を提出してください。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人にあつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添1）について誓約できるものであること。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

科学警察研究所総務部会計課調度係

〒277-0882 千葉県柏市柏の葉6-3-1

電話番号：04-7135-8001

FAX：04-7134-5148

E-mail: k-yashita@nrips.go.jp

- (1) 問い合わせをする場合は、別添2「見積依頼」に記載の内線番号に連絡し、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。
- (2) 接来所される場合は、事前に来所日時を連絡していただいた後、来所いただきますようお願いします。
- (3) 見積書は、持参、郵送、メール、FAX等を問わず、締切日時を必着とし、郵送の場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。
- (4) 見積書を紙媒体で提出される場合は上記の住所へ提出願います。
電子調達システム（GEPS）（調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>）による場合は当該システムに定める手続きにしたがってください。

なお、当該システムで提出される場合は内訳書の添付が必須になります。

- (5) 内訳書に「同等品可」と記載された案件において、同等品による見積書の提出を希望する場合は、事前に科学警察研究所からの承認を得た上で見積書を提出して下さい。申請にあたっては、同等品として申請する物品カタログ等を見積もり提出の5営業日前までに持参、郵送、メール、FAX等で提出して下さい。

3 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。
- (2) 見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を見積もるものとし、紙媒体又はメールによる場合は、消費税抜き金額、消費税額及び消費税込み額をそれぞれ記載してください。電子調達システムによる場合は、消費税抜き金額を入力してください。
- (3) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）又は電子調達システムに入力された消費税抜き金額に消費税を加算した金額となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には科学警察研究所総務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作製の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます（契約金額によっては、作成を省略する場合があります。）。

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積もりが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。くじ引きは原則として電子調達システムを利用して行いますので、見積書を紙媒体又はメールで提出する場合も任意の3桁の数字（電子くじ番号）を記載してください。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

見積依頼

紙媒体又はメールで提出される場合は、以下の「見積要領」により、作成いただきますようご協力お願いします。(FAX 送付可)

科学警察研究所

住所: 〒277-0082

千葉県柏市柏の葉 6 - 3 - 1

担当: 会計課調度係

TEL: 04-7135-8001 (内) 2266

FAX: 04-7134-5148

Mail: k-yashita@nrrips.go.jp

★ 見積要領 ★

◎日 付	見積書作成日
◎宛 名	科学警察研究所
◎会社名等	・所在地、会社名、代表者の役職及び氏名の記載をお願いします。 会社印と代表者印の押印もお願いします。 ※押印省略について 見積書に代表取締役様のお名前とその電話番号、ご担当者様名とその電話番号を併せて記載いただければ、押印は不要です。
◎金 額	税込総額で記載（消費税額も記載） 品目ごとに単価と合価を記載してください。
◎内 容	仕様書のとおり
◎納入場所	科学警察研究所 総務部会計課
◎検 収	納品にあたっては、事前に担当者と連絡調整の上、上記納入場所に直接納品することとし、納品書を提出してください。
◎支払条件	すべて検収後、適法な支払請求書を受理された日から 30 日以内の振込払となります。
◎納 期	仕様書のとおり
◎その他	※契約金額に応じて請書（別紙 1）又は契約書が必要になります。 ・作成を要する際は、別途決定業者様にご連絡いたします。 ・契約内容等によりひな形から内容が変更になる場合があります。 ※代理人により見積書を提出頂く場合は、委任状（別紙 2）の作成提出をお願いいたします。 ※初めてご契約頂く場合や、振込口座に変更がある場合は、振込依頼書（別紙 3）の提出をお願いします。 ※当局からの発注連絡後、見積書の金額記載ミス等による金額の変更には応じかねますので、送付前にご確認をお願いいたします。 ※当局が定める条件を満たさない見積書は無効となる場合があります。 ※電子調達システムにより手続きを行いますので、紙媒体又はメールにて提出する場合は必ず電子くじ番号を記載願います。

請 書

品 名： ○○○○○
数 量： 別紙のとおり
内 訳： 別紙のとおり
契約金額： ○○○○円（うち消費税額及び地方消費税額 ○○○○円）
消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

- 受注条件
- 1. 納 入 期 限 令和○○年○○月○○日
 - 2. 納 入 場 所 科学警察研究所
 - 3. 品 質 保 証 期 間 納入後 12 ヶ月間（発注者の故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。）
 - 4. 納入遅延の遅滞賠償金 納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額とする。
 - 5. 支 払 条 件 納入後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内とする。
 - 6. 支 払 遅 延 利 息 契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額とする。
 - 7. 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。ただし、受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、違約金の徴収を免除することができる。

上記の金額及び受注条件をもって貴官の指図どおり履行することをお請けします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長
佐 藤 睦 殿

住 所
氏名等

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
科学警察研究所総務部会計課長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名 印

弊社は貴庁との契約に関し（職名、氏名）を代理人と定め、
令和 年 月 日より、令和 年 月 日までの間、下記権限を委任します。

記

- 1 見積書・入札書提出の件
- 2 契約締結の件
- 3 入札保証金、契約保証金の納付及び還付領収の件
- 4 契約物品等の納入及び取下げの件
- 5 代金請求・領収の件
- 6 復代理人選任の件

（上記のうち、該当しないものは抹消の上、訂正印を捺印のこと）

受任者使用印鑑欄		
----------	--	--

銀行振込申請書

令和 年 月 日

官署支出官

科学警察研究所長 殿

住 所 〒

名 称

代表者氏名

代金の支払いについては、下記のとおり銀行振込の取り扱いを願いたいので申請いたします。

記

1 振込先金融機関店舗名

銀行

支店

普 通
当 座

口座番号
No.

2 振込口座名 (フリガナ)

* 口座名は必ずフリガナを記入し濁点等も正確に記入すること。

3 資本金及び従業員数

資本金

円

従業員

人

4 経理担当者連絡先

※見積書作成例（押印省略） 書式は任意のもので構いません

見積書

科学警察研究所 御中

下記の通り、お見積いたします。

合計金額	
------	--

◎◎株式会社

代表取締役 ○○○○

住所：〒111-1111
東京都新宿 1 - 1 - 1

TEL: 03-1234-5678

担当: □□□□ 担当 TEL: 03-1234-5679

商品名	規格	単位	数量	単価	金額
小 計					
消 費 税					
合 計					

電子くじ番号

--	--	--